

協 議 等 報 告 書

(起案者 地方創生推進課 山崎 葵 ㊞)

市長	副市長	部長	課長	課長補佐	係長	係 員
/	/			/		
協議等の名称		第 5 回安芸高田少年自然の家利活用検討委員会				
日 時		平成 29 年 11 月 21 日 (火) 10 : 00				
場 所		安芸高田市役所第 2 庁舎 2 階 221 会議室				
相 手 方		別紙のとおり				
当 方		別紙のとおり				

～協議の概要～

資料 1 事業提案公募実地要領 (案) 資料

資料 2 利活用に係る検討委員会からの意見書資料

- 資料① 2. (1) イ「広島県内に～住所を有していること」を削除
- 事業期間は 5 年とする。
- 契約期間は「契約日より 5 年」とする。
- 資料① 2. (3) 貸付対施設は、一部貸付も可能

資料 3 事業提案審査委員会について資料

- 7 名の委員の決定
(吉長委員長, 芦田委員, 中田委員, 今田委員, 行政 3 名)

協議事項

(1) 施設等の利活用に係る事業提案公募について【資料 1 資料 2】

～説明～

[地方創生推進課 戸田係長]

資料 1・2 の説明【省略】

～意見交換～

[県立広島大学教授 吉長委員長]

資料 2 では、第 4 回までの委員の皆様の意見をまとめた結果、主たる目的を「宿泊を中心と

した観光交流施設」とし、付加を検討する機能として7つの機能があるとした。付加に関しては、すべてを含めた事業計画を提案してくださる事業者が手を挙げていただけるならありがたいが、事業者さんの判断に任せることとなるだろう。

この委員会の目的は、「この施設を民間の力によって、活用していただく」のが最大のテーマである。また、法的な制限もある中、あまり縛りを設けると、結果的に民間企業の手が挙がりにくいなどの懸念もある。

まずは、資料1の公募の方法について何かご意見があるか。

[地域代表 今田委員]

資料1 1. 冒頭部分について。「平成29年4月より廃止となっている～」と記載されているが、表現の仕方に違和感がある。災害などで自然の家が使用できなくなり、廃止となったのならばこの書き方でいいと思う。しかし、市が廃止したのだから、「廃止した」と書いたらどうか。市が一步下がっているように感じる。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

「平成29年3月末に廃止した～」と訂正する。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

資料1 2. (1)「応募資格」について。「本事業提案に応募できるものは、個人、団体又は企業を問わない～」と記載してあるがこれでいいか。

[全体]

異議なし。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

資料1 2. (1)アについて。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4とはどのようなことが書かれているのか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

「一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない」とある。つまり、競争入札の段階で資格がない人については、この公募に応募することができない。

[県立広島大学教授 吉長先生]

「エ」や「オ」や「カ」と重複はしていないのか

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

重複していない。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

資料1 2. (1) イについて。「広島県内に本店、支店、営業所、住所を有していること」と記載されてある。日本全国あるいは海外からの事業者が公募してもいいのではないか。なぜ県内に限定されてあるのか。

例えば、岡山県の西粟倉村では、小学校の廃校を利用して林業系の事業を展開している事業者がある。その事業者は県外の会社である。ソーシャルビジネスという社会的意義のあるビジネスを展開していこうとする社会の流れがあり、例えば、そうしたことを紹介している雑誌が「ソトコト」などになる。

また、空き家対策で言えば、尾道で空き家対策に力を入れた女性がいる。その方は、空き家に手を加えて宿泊施設に改修された。元々、空き家対策をされていたわけではなく、主人が大工だったので、共に空き家を利活用できるように改修するのが好きだったからの理由らしい。それが尾道の空き家対策となった。尾道が当初から補助金を出したわけではない。つまり、「サンフレッチェが好きだから」、「毛利元就ゆかりの地だから」などの理由で、県外の個人や、事業者から手があがるかもしれないので、県内という限定はしなくてもいいのではないか。

さらに資料1 2. (1) イについて。例えば東京にいる人が、このプロジェクトのためだけに、県内に住所を置き、実際に住むのは東京でもいいのか。

このように、広く知恵を求めるのであれば、県内のくくりを外すのも一つの手ではないか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

県内としたのは、安芸高田市の地域性などをご存じの方に来てもらおうと考えて「県内」とした。

[安芸高田市ふるさと応援の会 中田委員]

資料1 2. (2) 「イ」について。「構成員は「(1) 応募資格」の全てを満たしていること」と記載してある。つまり、この書き方だと、事業者の人すべてが県内出身者でないといけなくなる。公募条件が厳しくなるので、代表者1人だけが県内出身ならいいのではないか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

どなたかが県内出身ならいいとするという意味で記載させていただいた。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

代表企業は県外でもいいということか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

はい。

[商工観光課 松野課長]

この記載の仕方だと、全ての構成員が県内出身でないと読める。「イ」がなければ広島県内の事業者が東京などの県外事業者とタイアップして事業を展開することができるが、「イ」があるために県外の事業者と協働で業務を進めることができない。

[安芸高田市ふるさと応援の会 中田委員]

ただし、「全ての～」を外してしまうと、「オ」の暴力団関係の問題が懸念される。代表者は暴力団ではないが、一部は暴力団関係が含まれているなどの可能性も出てくる。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

つまり、資料1 2. (1)「イ」を除けば、整理ができるのではないかと。「イ」の限定を設けていることで、(2)の条件が複雑になっている。

[事務局 地方王政推進課 高下課長]

委員の皆様はどのようにお考えか。

[安芸高田市ふるさと応援の会 中田委員]

除いていいと思う。資料2の趣旨を理解した人ではないと、この公募に応募できないのだから、十分、地域性などは理解されてくると思う。

[事務局 地方王政推進課 高下課長]

この条件を付けたばかりに、事業者から手が上がらなくなるのは困る。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

広く応募したほうがいいと思う。

例えば、小学校の空き地利用が近年課題になっている。長野県などは、東京の演劇の方が、演芸学校を創られている。このように、地元の人ではない方が、事業を起こそうとされる例もある。

他にも、岐阜の伝統工芸が廃れるかもしれないという課題に直面したとき、救ったのは外国人だったという例もある。外国人の需要もあるかもしれない。

[地域代表 今田委員]

除いていいと思う。安芸高田市ふるさと応援の会関東支部などから手があがるかもしれない。

[事務局 地方王政推進課 高下課長]

委員の皆様の意見を集約した結果、資料1 2. (1)「イ」は除く。

[安芸高田市ふるさと応援の会 中田委員]

別の意見。資料1 2. (1)「応募資格」について。もっと地域性を理解してもらうため、「安芸高田市の郡山城を理解できる人」などを記載してはどうか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

資料1 2. (4)「事業提案に当たっての条件等」に記載してある。資格条件に入れてしまうと、理解度をテストするのかなどの複雑な問題が出てくる。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

応募条件に記載しなくても、趣旨は理解してくれると思う。その他、ご意見はあるか。

[利用者代表 芦田委員]

資料1 2. (1)「応募資格」について。「個人」と入っているが、1年目から1人で経営ができるのだろうか。利用者の事故などで大きな保障問題が発生したりなどの多くの金額が発生したりした時に、個人で対応できるのだろうか。担保がとれるか悩ましい。今の時代なので、団体が安心だということも一概には言えないのだが。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

事業計画書を提出してもらおう。それを踏まえ審査していくことになると思う。最初の立ち上げの際は多くの金額が発生すると思うが、市がどういった形で協力できるのかも検討していく必要がでてくるだろう。

[利用者代表 金川委員]

別件の質問をする。資料1 2. (6) 事業期間について。果たして5年でいいのか。私個人としては短く感じる。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

私も5年は短く感じる。最初に投資したお金が5年で回収できるかが鍵だと思う。資料1 4. (2) 貸付期間に「貸付期間は契約日より5年とし、期間終了後には更新できるものとします」とある。契約日からスタートすると、営業が後になる。改修に数か月かかるとすると、営業期間が短くなるので、事業者的には非常に厳しい。「営業日より5年」としたらどうか。

[地域代表 今田委員]

資料1 2. (6) の意味は「5年以上実施しなさい」ということか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

営業開始してすぐにやめてもらっては困るので、少なくとも5年以上は継続していただきたい、との意味である。

[副市長]

5年以上の長期的な担保はいかかなものか。したがって、5年という区切りをつけて、更新していくしくみにしていきたい。また、貸付期間が「営業日から」に変更するのは難しい。中の改修は、契約してから作業してもらいたい。実質、営業期間が4年になるかもしれないが、運営・更新していただく。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

一般的には雇用事業主さんが契約した時点で、貸付の使用要件が移転されるわけだから、工事期間中も使用しているとみなされる。営業期間が実質4年とかになると、最初はしんどいはずだ。市は5年後も更新していきたいという思いもあるのだと思う。

[利用者代表 金川委員]

5年には何か意図があるのか。

[副市長]

行政の指定管理の期間として5年を区切りとされている。

[安芸高田市ふるさと応援の会 中田委員]

別件の質問をする。資料1 2.(3)貸付対象施設について。「貸付は一括貸付を原則としますが、提案内容により一部貸付も認めます」とある。そして、3.(5)の「必要なものは活用いただき、不必要なものは市で処分します」とある。例えば、本館のみ使用し、三角棟及び体育館が不要となれば、市が撤去してくれるのか。

また、処分はいつの時点とするのか。例えば、本館を利用して営業が開始するとき、廃墟と化した体育館や三角棟があるのは見た目が悪い。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

建物は対象ではなく、備品が対象。不必要になった備品の撤去は、事業者と協議して時期を決める。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

「一部貸付」のイメージを教えてください。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

審査委員会で協議する事となると思うが、「宿泊」を伴う公募なので、本館は必ず使用していただけるだろうと思っている。ただし、体育館や三角棟を使用しないなどの提案も出てくると考えて、一部貸付と記載している。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

例えば、本館は宿泊施設としてA社が使用し、三角棟や体育館は別の老人クラブBなどが別契約で使用してもいいのか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

この審査会の役割は、宿泊を伴う事業を行う事業者（A社）の決定だけ。NPO法人などが、新たに残りの建物を使用したいと手が挙げれば、別途委員会を設置し、協議することになると思う。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

例えば、A社が本館と体育館を契約したとする。体育館は物置部屋としてのみ使用している。そこへ、地域住民から「神楽の練習で使用させてほしい」と言われたら、住民は使用できるのか。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

そこは当事者同士で協議していただく。市は関与しない。

[利用者代表 芦田委員]

三角棟や体育館は使用したいので、使用料は払わなければいけないだろうが、使用できるのならば安心した。グラウンドの中に三矢の訓の碑がある。撤去しないでもらいたい。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

事業者配慮していただくよう市からも伝える。

[安芸高田市観光協会 住田さん]

逆に、本館と体育館だけ使用したいという事業者があらわれたらどうするか。

[県立広島大学教授 吉長委員長]

公募条件に「宿泊」が含まれるので、その可能性はない。

(2) 事業提案審査委員会について【資料③】

～説明～

[地方創生推進課 戸田係長]

資料③の説明【省略】

[広島県立大学教授 吉長委員長]

立候補はあるか。推薦でも可。

[利用者代表 金川委員]

地元、吉田の方が委員に入ってもらいたいので、地域代表として芦田委員を推薦する。

[副市長]

これまでの協議の中で積極的に意見を出していただいた、事業者代表として中田委員を推薦する。

[利用者代表 大中委員]

今田さんを推薦する。

[広島県立大学教授 吉長委員長]

では7名の委員（吉長委員長・芦田委員・中田委員・今田委員・行政3名）と決定してよろしいか。

[全体]

異議なし。

[事務局 地方創生推進課 高下課長]

今後のスケジュールとして、今回の会議でひとまずひと段落したものとみなす。公募のスケジュールは内部で協議し、公募を行い、今日決定された審査委員7名による審査会と進む。審査会が終了後、報告会として、再度集まっていただく。時期の目安は今年度中に。

[全体]

異議なし。